注記（全体会計財務書類）

## **重要な会計方針**

1. 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法
2. 有形固定資産･･････････････････････････････取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。ア 昭和 59 年度以前に取得したもの･･････････再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの･･････････････取得原価 取得原価が不明なもの････････････････････再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

1. 無形固定資産･･････････････････････････････取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの･･････････････取得原価

取得原価が不明なもの････････････････････再調達原価

1. 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法
2. 出資金
3. 市場価格のないもの････････････････････出資金額
4. 有形固定資産等の減価償却の方法
5. 有形固定資産（リース資産を除きます。）･･････定額法なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8 年 ～ 50 年

工作物 8 年 ～ 48 年

物品 2 年 ～ 20 年

1. 無形固定資産（リース資産を除きます。）･･････定額法

（ソフトウェアについては、見込利用期間（５年）に基づく定額法によっています。）

1. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

･･････自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

1. 引当金の計上基準及び算定方法
2. 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

1. 徴収不能引当金

未収金については、過去５年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去５年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去５年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

1. 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

1. 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

1. 賞与等引当金

翌年度６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

1. リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。ただし、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

1. 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（当市財務規則において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

1. その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 資産計上基準

次の資産については、取得価額がそれぞれに定める価額以上の場合に資産として計上しています。

工作物･･･････････････････････ 50 万円以上

建物（建物付属設備）･････････　 1円以上

物品･････････････････････････ 50 万円以上

ソフトウェア･････････････････ 50 万円以上

リース資産･･････････････総額 300 万円以上

1. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

## **重要な会計方針の変更等**

該当する事象はありません。

## **重要な後発事象**

該当する事象はありません。

## **偶発債務**

　　 該当する事象はありません。

## **追加情報**

1. 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 全体会計財務書類の対象範囲は次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 団体（会計）名 | 区分 |
| 国民健康保険特別会計 | 特別会計 |
| 介護保険特別会計 | 特別会計 |
| 後期高齢者医療特別会計 | 特別会計 |
| 水道事業会計 | 地方公営企業会計 |
| 下水道事業会計 | 地方公営企業会計 |

② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

特にありません。

③ 出納整理期間

地方自治法第 235 条の５に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④ 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。